

北洋銀行 保護預り規定（2026年4月1日改正）

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

この保護預りは、第12条(3)の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条(3)の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をおことわりするものとします。

第2条（保護預りの方法）

この保護預りでは、保管物は当行が認める紙袋等に封緘・封印するか、当行が指定するバッグに施錠のうえ預けてください。

第3条（保管物の範囲および重量制限）

(1)この保護預りでは、次に掲げるものを保管します。

- A. 公社債券、株券その他の有価証券。
- B. 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類。
- C. 貴金属、宝石その他の貴重品。ただし、金地金は除く。
- D. その他当行が認めたもの。

(2)当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保管をおことわりすることがあります。

(3)この保護預りには、次に掲げるものを保管することができません。

- A. 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- B. 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないもの

(4)この保護預り1個に保管することのできる重量は5kgまでとします。

第4条（利用目的の確認）

(1)この契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保管品が第3条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申し出を行うこととします。

(2)この保護預りが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の行員立ち合い等の適切な方法で保護預りの利用状況を確認させていただきます。

第5条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、期間満了日の翌日から1年間自動的に継続されるものとします。以後も同様とします。

第6条（手数料）

(1)預け主は、当行所定の手数料を次により年払い前納するものとします。

- A. 毎年10月の当行所定の日に10月1日から翌年9月末日までの分を支払うものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月は日割計算で、翌月以降は月割計算で契約時に支払うものとします。
- B. 契約の自動更新による手数料は、別に定める自動振替依頼書に基づき預け主が指定した預金口座から引落しのうえ支払うものとします。

(2)手数料は諸般の情勢により変更することができます。変更後の手数料は、変更日以降、最初に継続される契約期間から適用します。

(3)解約の場合、解約日の属する月は日割計算で、翌月以降は月割計算で返戻します（円未満切捨て）。

第7条(保管物の受取)

(1)保管物の受取りを請求するときは、証書に届出の印章により署名押印して提出してください。この場合、当行所定のバックは返却してください。また、保管物を一時受取り、直ちに再預かりを依頼するときは、保護預け品一時引渡し依頼書に届出の印章により署名押印し、証書とともに提出してください。

(2)保管物の受取りのときは、封緘・封印に異常がないことを確認してください。

第8条(届出事項の変更等)

(1)証書や印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の事項に変更があつたときは、直ちに当行所定の用紙で届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)届出のあつた名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条(証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

(1)証書、印章または正鍵を喪失したときの保管物の受取りは、当行所定の手続きを完了した後に行つてください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2)正鍵の紛失またはき損したときは、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

第10条(印鑑照合等)

証書、依頼書、受取書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもつて照合し、相違ないものと認めて保管物の引渡し、その他の取扱いをしたときは、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条(損害の負担等)

(1)火災、事変、その他不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保管物の引渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害について当行は責任を負いません。

(2)前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3)預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第12条(解約等)

(1)この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、証書に届出の印章により署名押印のうえ、証書を提出してください。証書、届出の印章または正鍵を失ったときは、第9条に準じて取扱います。

(2)次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があつたときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第5条により契約期間が満了し、契約が更新されないとも同様とします。

なお、この項に基づく通知により解約する場合、当行が届出の名称・住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- A. 預け主に手数料の不払等が発生したとき
- B. 預け主について相続の開始があつたとき
- C. 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- D. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

- E. 預け主または代理人が本規定に違反したとき
 - F. 預け主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - G. 本邦または外国の法令、規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - H. 法令で定める本人確認等における確認事項や第4条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - I. マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続きをとってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- A. 預け主(法人の場合には、法人の役員等を含む。以下、この項において同じ)が保護預り申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - B. 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - C. 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他前(a)から(d)に準ずる行為
- (4)前項(1)から(3)による保管物の受領手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日から明渡しの日までの手数料相当額を日割計算により支払ってください。この場合、第6条(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第6条(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5)前項(1)から(3)による保管物の受領手続きが3ヵ月以上遅延したときは、当行は保管物の封緘を開封、またバッグについては解錠し、保管物を別途管理、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難なときには廃棄できるものとします。なお、当行は保管物の開封、解錠に際して公証人等に立会いを求めるものとします。これらに要する費用は預け主の

負担とします。

(6)手数料その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当できるものとします。この場合、不足額が生じるときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第13条(保管物の一時引き取り等)

(1)保管物の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2)前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保管物の保管を委託することができるものとします。

第14条(緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

第15条(譲渡、転貸等の禁止)

(1)この契約による受渡し請求権等の預け主の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

(2)証書は譲渡または質入れすることはできません。

第16条(保証人)

(1)保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帶して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

(2)保証人は、契約者が死亡した時、当行からの通知を受領する義務を負うものとします。

第17条(契約の変更)

この規定の各条項は、金融情勢其の他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以上